

国立国会図書館デジタル化資料送信サービス資料
閲覧・複写業務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス実施要領に基づき、香川県立図書館における国立国会図書館デジタル化資料送信サービス資料（以下「図書館送信資料」という。）の閲覧及び複写の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者及び利用場所)

第2条 図書館送信資料を利用できるのは、香川県立図書館規則第13条第1項に規定する資料貸出カードの交付を受けている者とし、利用場所は図書館内のみとする。

(閲覧)

第3条 図書館送信資料を閲覧しようとする者は、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用申請書（別記様式、以下「利用申請書」という。）の資料閲覧申込に必要事項を記入し、資料貸出カードを添えて申し込むものとする。

2 前項の申し込みを受けた職員（委託先職員を含む。以下同様）は、利用者用インターネット端末から国立国会図書館デジタル化資料にログインを行い、閲覧に供するものとする。

3 インターネット端末の利用については、香川県立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の規定に従うものとする。

4 閲覧が終了したときは、職員は使用したブラウザを速やかに閉じるものとする。

(複写)

第4条 図書館送信資料を複写しようとする者は、利用申請書の資料複写申込に必要事項を記入し、資料貸出カードを添えて申し込むものとする。ただし、閲覧から引き続き複写する場合は資料貸出カードの添付は不要とする。

2 前項の申し込みを受けた職員は、複写目的が調査研究であること及び複写箇所が著作権法上の要件に適合しているか確認のうえ、ワークスペース等の管理用端末を操作して複写を行うものとする。

(準用)

第5条 香川県立図書館資料複写業務取扱要項第5条、第6条、第7条中「複写機」に係る部分、及び第8条の規定は、図書館送信資料の複写について準用する。この場合において、「図書館が所蔵する資料」を「図書館送信資料」と読み替える。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。